政策17　一般戦災死没者追悼等の事業の推進

基本目標　先の大戦における一般戦災死没者の追悼等及びいわゆる三問題の労苦継承の円滑な推進。

先の大戦における一般戦災死没者に対して、国として追悼の意を表す　等

一般戦災死没者の追悼に資するための措置

旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の労苦について継承

一般戦災死没者追悼事業の継続

一般戦災の実態について国民の理解を深める

旧日本赤十字社救護看護婦等への書状の贈呈

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深め、後世に継承する

全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族の参列

観点：
・全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数

太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族の参列

観点：
・太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数

戦災に関する展示会の開催及び普及啓発資料の作成・配布

観点：
・展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答割合等

旧日本赤十字社救護看護婦等への政府広報等による呼びかけ

観点：
・書状の贈呈者数等

平和祈念展示資料館及び展示会等への運営

観点：
・資料館及び展示会等の来場者数
・アンケートにおける「よい、分かりやすい」旨の回答割合等

下位レベルの施策

一般戦災死没者の慰霊事業の推進

旧日本赤十字社救護看護婦等の慰労事業の推進

平和祈念事業の推進

（官房総務課管理室）